

保育士・看護師・准看護師・栄養士の資格をお持ちの方!

奨学金の返還を一部支援します



遠野市の補助と合わせると
この**2倍**の助成を受けられる場合も!

助成の対象などには条件がありますので、以下を確認してください

対象者

保育士・看護師・准看護師・栄養士として当協会に勤務する方。(正規職員に限る。)

助成条件

- 1 保育士・看護師・准看護師・栄養士の資格を次のいずれかの学校に該当資格を取得するため通い、卒業している方。
 - ① 学校教育法に規定する大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校
 - ② 高等学校
 - 2 1の学校に通うため次のいずれかの奨学金を返還している(又はする)方。
 - ① 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金
 - ② 遠野市奨学金
- ※ 当協会理事長が認める場合上記以外の奨学金についても助成できる場合があります。

助成金額計算方法

1/1~12/31までの12ヶ月に支払った奨学金に対して次の計算方法で翌年に助成します。

助成金額は **年返還額の1/2**
(上限144,000円)

返還期間が12ヶ月に満たない場合は、
12,000円×対象月が上限額となります。

例1: 1/1~12/31までの12ヶ月で
240,000円返還した場合
→ 240,000円×1/2=120,000円を助成

例2: 10/1~12/31までの3ヶ月で
84,000円返還した場合
(上限12,000円×3ヶ月=36,000円)
→ 84,000×1/2=42,000円
上限を超えるため、36,000円を助成

さらに!
遠野市内に住んでいると...

当協会と同様の計算方法で遠野市からも奨学金返還の助成を受けることができ、返還金とほぼ同額の助成となる場合があります。対象となる方や奨学金は当協会と異なる場合がありますので、詳しくは遠野市のHPなどをご確認ください。

